

## 平成 28 年度企業主導型保育事業助成要領

公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)定款第 4 条第 9 号に基づく企業主導型保育事業に係る助成事業については、この要領の定めるところによる。

### 第 1 企業主導型保育事業（運営費）について

#### 1. 助成の対象

本事業については、平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱（（平成 28 年 5 月 2 日付け府子本第 305 号・雇児発 0502 第 1 号）以下「実施要綱」という。）第 3 の 1. 事業の類型に定める事業のうち、次のいずれかに該当するものを助成の対象とする。（ただし、企業主導型保育事業の実施者が、助成の申請前 5 年以内に児童福祉法第 59 条第 5 項の規定に基づく事業の停止又は施設の閉鎖を命じられていないこと又は企業主導型保育事業費補助金の助成の取消しを受けていないこと。）

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以降に、新たに開始されるもの
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日以前より事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。）を実施している者が、平成 28 年 4 月 1 日以降に定員（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 3 第 4 号に定める利用定員をいう。（3）において同じ。）を増やして行うもの（平成 28 年 4 月 1 日より増加した定員部分に限る。）
- (3) 事業所内保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち、同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものをいう。）の定員に余裕がある場合に、当該余裕部分（以下「空き定員」という。）を活用し、乳児及び幼児（事業所内保育施設の設置企業が雇用する労働者の乳児及び幼児を除く。）を保育するもの（空き定員部分に限る。）
- (4) (1) ～ (3) により難しいものについては、内閣府と協議の上、協会が決定するものとする。

#### 2. 助成金の額

##### (1) 算定方法について

助成金の額は、基本分（別表 1 の①に定める区分ごとに算出された額の合計額をいう。以下同じ。）に各種加算分（別表 1 の②～⑧に定める基準により算出された額をいう。以下同じ。）を加えた額を基準額とする。

##### (2) 基準額の算定について

- ① 別表 1 の第①欄に定める基準額は、1 か月あたりの基準額とする。
- ② 基準額の算定は次の算式によることとする。
  - ア 各月初日の入所児童の場合（ウに該当する児童を除く。）

当該企業主導型保育事業の定員別単価×その月初日の入所児童数

イ 月途中入所（退所）児童の場合

（i）週 7 日間開所施設の場合

当該企業主導型保育事業の定員別単価×その月の月途中入所（退所）日からの開所日数（30 日を超える場合は 30 日）÷30 日

※10 円未満の端数は切り捨てる。以下同じ。

（ii）週 7 日間未満開所施設の場合

当該企業主導型保育事業の定員別単価×その月の月途中入所（退所）日からの開所日数（25 日を超える場合は 25 日）÷25 日

ウ 定型的な利用のない児童等の場合

保護者の就労状況等を踏まえ、月 15 日程度以下の利用の場合については、以下の算式による。

（i）週 7 日間開所施設の場合

当該企業主導型保育事業の定員別単価×その月の契約日数÷30 日

（ii）週 7 日間未満開所施設の場合

当該企業主導型保育事業の定員別単価×その月の契約日数÷25 日

エ 週 6 日未満開所の施設の取扱いについて

別表 1 の①基本分単価のうち週 7 日未満開所の場合の基準額に、 $20/25$  を乗じて得た額を当該企業主導型保育事業の定員別単価とする。

③ ②により算定した基準額の合計額から、別表 3 に定める金額の合計額を控除した額を基本分の補助額とする。（また、利用児童が②イ又はウに該当する場合には、別表 3 に定める金額を②イ又はウに定める方法によって計算するものとする。）

（3）別表 1 に定める用語の定義は以下のとおりとする。

① 延長保育加算

「延長保育事業の実施について(平成 27 年 7 月 17 日付け雇児発 0717 第 10 号)」に定める基準に準じ、1 日当たり、11 時間（1 日 13 時間開所の事業所の場合は 13 時間）を超えて企業主導型保育事業を実施する場合に加算を行う。

なお、対象児童の算定方法は以下のとおりとする。

ア 1 時間延長

開所時間を超えて 1 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が 6 人以上いること。

イ 2 時間延長

開所時間を超えて 2 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

ウ 3 時間以上の延長

イと同様 1 時間ごとに区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

エ 30 分延長

上記ア～ウに該当しないもので、開所時間を超えて 30 分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。

※事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、該当する 1 事業当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基準額とする。

② 夜間保育加算

開所時間は 11 時間（1 日 13 時間開所の事業所の場合は 13 時間）とし、午後 10 時まで開所し、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えている場合に加算を行う。

③ 非正規労働者受入推進加算

企業主導型保育事業の定員内に、非正規労働者の子供を、優先的に入所させるための定員を別に設けている場合に加算を行う。

なお、当該定員内に児童の入所があつた場合には、当該児童については、(2) により算定するものとし、入所があつた日の属する翌月（月初日の入所の場合はその月）から、当該加算より減ずるものとする。

④ 病児保育加算

「病児保育事業の実施について(平成 27 年 7 月 17 日付け雇児発 0717 第 12 号)」に定める基準に準じ、保育を必要とする乳児、幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学生であつて疾病にかかっているものについて、保育を行う事業を行った場合に加算を行う。

⑤ 預かりサービス加算

「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号）」に定める基準に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児について、施設において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を行った場合に加算する。

⑥ 賃借料加算

次の要件全てを満たす施設に対し、定員区分ごとの加算額を上限に加算する。

ア 保育の用に供する建物が賃貸物件であること。

イ アにより、賃貸料が発生していること。

※ ただし、上記の要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がないものとする。

⑦ 連携推進加算

協会への助成申請手続、企業間の連携、地域枠の児童の受入、市町村（特別区を含む。以下同じ。）への情報提供など、企業主導型保育事業を実施するうえで必要な職員を、実施要綱第3の2の(3)により算定される職員に加えて、配置した場合に加算を行う。

### 3. 助成の申込手続

(1) この助成事業による助成を受けようとする者（以下「助成申込者」という。）は、企業主導型保育事業（運営費）助成申込書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書類（以下「申込書類」という。）を協会に提出するものとする。

- ① 企業主導型保育事業（運営費）所要額調書及び収支予算書（様式第1-1号）
- ② 企業主導型保育事業（運営費）算定額（見込）調書（様式第1-2号）
- ③ 児童福祉法第59条の2第1項に基づき都道府県に届け出た書類（写）（届出予定の場合は、届出後速やかに提出すること。）
- ④ 保育施設の平面図（保育室、その他の部屋別面積）（③と重複する場合は省略可）
- ⑤ その他協会が必要と認める書類

(2) 複数の者が共同して事業を実施している場合における助成の申し込みは、当該複数の者の代表者が行うものとする。この場合、共同で設置していることを証する書類（契約書等）を申込書類に添付するものとする。

(3) 「1. の(2)」により事業を実施する場合は、平成28年4月1日より増加した定員数が確認できる資料を添付するものとする。

(4) 「1. の(3)」により事業を実施する場合は、当該年度において申請を予定している空き定員数が確認できる資料を添付するものとする。

### 4. 助成の決定

(1) 協会は、「3.」の申込書類を受理したときは、その内容を審査の上、必要に応じて実地調査を行い、助成の可否を決定するものとする。また、継続して企業主導型保育事業が実施される場合には、定期的かつ計画的に実地調査等を行うことにより、施設の適正な運営等を確認することとする。

(2) 協会は、助成を行うことを決定したときは、企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書（様式第2号）により、また、助成を行わないことを決定したときは、企業主導型保育事業（運営費）助成不採択通知書（様式第3号）により、助成申込者に通知するものとする。

### 5. 助成金の交付条件

助成金の交付に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 助成決定事業者（前項の規定により、助成の決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、協会の承認を受けなければならない。

(2) 助成決定事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、協会の承認を受けな

なければならない。

- (3) 助成決定事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに協会に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、協会が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、協会の承認を受けずに、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 協会の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を協会に返還させることがある。
- (6) 助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第 4 号）により、速やかに協会に報告しなければならない。  
なお、協会に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を協会に返還させることがある。
- (8) 助成決定事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。  
また、処分制限期間を経過するまでは、次に掲げる書類を保管しておかななければならないものとする。
  - ア 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類
  - イ 助成決定通知書
  - ウ 助成額確定通知書
  - エ 事業完了報告書類一式（控え）
- (9) 協会又は協会の委託を受けた代理者は、必要と認めるときは、助成決定事業者の施設の設備又は運営について調査ができるとともに、調査の結果、必要があると認められる場合には、助成決定事業者に対し、助言及び指導を行うことができる。
- (10) 助成決定事業者は、本事業に係る書類の作成、その他本助成金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担すること。

## 6. 助成決定の取消し

- (1) 協会は、助成決定事業者が助成申込等において不正の事実が判明した場合や、実施要綱及び助成要領の定め違反し、指導・勧告を受けても改善がみられない等必要があると認めるときは、助成決定の取消しを行うものとする。

- (2) 協会は、前項の規定により助成決定の取消しを行うときは、企業主導型保育事業（運営費）助成決定取消通知書（様式第 5 号）により、助成決定事業者に通知するものとする

#### 7. 助成金の確定等

- (1) 助成決定事業者は、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過する日又は当該事業年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに企業主導型保育事業（運営費）完了報告書（様式第 6 号）及び次の各号に掲げる添付書類（以下「報告書類」という。）を協会に提出するものとする

- ① 企業主導型保育事業（運営費）実績調書（様式第 6-1 号）
- ② 企業主導型保育事業（運営費）収支決算（見込）書（様式第 6-2 号）
- ③ 企業主導型保育事業（運営費）算定額（実績）調書（様式第 6-3 号）
- ④ その他協会が必要と認めるもの

- (2) 協会は、報告書類を受領したときは、速やかにこれを審査し、必要と認める場合には実地調査を行い、助成金の額を確定し、企業主導型保育事業（運営費）助成額確定通知書（様式第 7 号）により、助成決定事業者に通知するものとする。

- (3) 協会は、助成すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が助成されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命じることとする。

#### 8. 助成金の交付

- (1) 支弁方法

助成金は、毎月、助成決定事業者からの概算交付申請書（様式第 8 号）を徴して支払うこととする。なお、概算交付申請書には、毎月の初日に利用する児童の数がわかる資料を添付することとする。

- (2) 支弁時期

各月の運営費については、遅くとも翌月末までに支払うことを原則とする。

#### 9. 助成金の確定額の変更及び助成金の返還

- (1) 協会は、「7.」の規定による助成金額の確定後において、「6.」に規定する助成決定の取消しを行った場合又は助成金額算定時の違算等により助成金の確定額を変更すべきと認めた時は、速やかに助成金の確定額の変更を行い、企業主導型保育事業（運営費）助成確定額変更通知書（様式第 9 号）により、助成決定事業者に通知するものとする。

- (2) 協会は、助成金の額を確定し助成金を交付した後でも、過払金があるときは、助成金の額の変更を行い、速やかに返還の手続きをとり、助成決定事業者はこれに従わなければならないものとする。

#### 10. 報告

協会は、この助成事業に関し必要があると認めるときは、助成決定事業者に対し報

告を求め、又は調査することができるものとする。

#### 1 1. その他

本事業の執行に当たっては、必要に応じて、内閣府と協議の上取り扱いを決定するものとする。

### 第2 企業主導型保育事業（整備費）について

#### 1. 助成の対象

本事業については、実施要綱第3の1. 事業の類型に定める事業のうち、次のいずれかに該当する事業を助成の対象とする。

- (1) 平成28年4月1日以降に、新たに開始されるもの（平成28年3月31日以前に事業所内保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を言う。以下同じ。）として行われているものを除く。）。
- (2) 平成28年3月31日以前より事業所内保育事業を実施している者が、平成28年4月1日以降に定員（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3第4号に定める利用定員をいう。（3）において同じ。）を5人以上増加して行うもの（（3）に掲げる事業を除く。）
- (3) 平成28年3月31日以前より事業所内保育事業を実施している者が、平成28年4月1日以降に定員を増加して行うもの（（2）に掲げる事業を除く。）（平成28年4月1日より増加した定員部分に係る整備費用に限る。）
- (4) (1) から (3) により難しいものについては、内閣府と協議の上、協会が決定するものとする。

#### 2. 助成金の額

- (1) 助成金の額は、別表2の第①欄に定める項目ごとに、第②欄に定める基準により算出した基準額の合計した額を交付基礎額とする。
- (2) 別表2の第③欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から以下に掲げる額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に3/4を乗じた額を算出する。
  - ① 残存物件の処分による収入  
補助事業等を遂行するため購入した物件のうち、換値価値のある不必要な残存物件を処分することによる収入をいうこと。
  - ② 残存建物等の処分による収入  
過去において、補助金等の交付を受けて建設し又は改造、改築等により効用の増加した既存建物等（土地を除く。以下同じ。）を処分することによる収入をいうこと。  
ただし、補助事業等の目的が既存建物等によって実施されている事業を継承する同種、同目的の場合に限るものとする。
  - ③ 火災保険収入

過去において、補助金等の交付を受けて建設し又は改造、改築等により効用の増加した既存建物等の全部又は一部が被災したことによる火災保険金の収入から補助基準額の 1/4 を控除した額をいうこと。ただし、補助事業等の目的が既存建物等によって実施されている事業を継承する同種、同目的の場合に限るものとする。

- ④ 契約違反による違約徴収金の収入
  - ⑤ 徴収金、返還金等の収入（保育料を除く。）
- (3) (1) により算出した額と (2) により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

### 3. 助成の申込手続

(1) 助成申込者は、企業主導型保育事業（整備費）助成申込書（様式第 10 号）及び次の各号に掲げる添付書類（以下「申込書類」という。）を協会に提出するものとする。

- ① 所要額調書（様式第 10-1 号）及び工事及び工事事務費費目別内訳書（様式第 10-2 号）
- ② 配置図（施設に隣接する建物、道路等を明記したもの）及び市町村の地図
- ③ 施設の平面図（各部屋別に室名、用途及び面積を明記したもの）及び立面図
- ④ 施設を整備する敷地の登記簿抄本又は賃貸借契約書（地上権設定の確約書を含む。）の写
- ⑤ 助成申込者の定款又は寄付行為
- ⑥ 助成申込者の法人及び施設会計の申請事業年度の予算書及び最近 2 期の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑦ その他協会が必要と認める書類

(2) 「1. の (2) 又は (3)」により事業を実施する場合は、平成 28 年 4 月 1 日より増加した定員数が確認できる資料を添付するものとする。

### 4. 助成の決定

(1) 協会は、「3.」の申込書類を受理したときは、その内容を審査の上、必要に応じて実地調査を行い、助成の可否を決定するものとする。

(2) 協会は、助成を行うことを決定したときは、企業主導型保育事業（整備費）助成決定通知書（様式第 11 号）により、また、助成を行わないことを決定したときは、企業主導型保育事業（整備費）助成不採択通知書（様式第 12 号）により、助成申込者に通知するものとする。

### 5. 助成金の交付条件

助成金の交付に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 整備費助成決定事業者（前項の規定により、助成の決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、必要に応じ、協会の承認を受けなければならない。

- ① 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）



② 建物等の用途

- (2) 整備費助成決定事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、協会の承認を受けなければならない。
- (3) 整備費助成決定事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに協会に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 整備費助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、協会が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、協会の承認を受けずに、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 協会の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を協会に返還させることがある。
- (6) 整備費助成決定事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第 13 号）により、速やかに協会に報告しなければならない。
- なお、協会に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を協会に返還させることがある。
- (8) 整備費助成決定事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- また、処分制限期間を経過するまでは、次に掲げる書類を保管しておかなければならないものとする。
- ア 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類
  - イ 助成決定通知書
  - ウ 助成額確定通知書
  - エ 事業完了報告書類一式（控え）
- (9) 整備費助成決定事業者は、事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 整備費助成決定事業者は、事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続きの取扱いに準

拠しなければならない。

- (1 1) 協会又は協会の委託を受けた代理者は、必要と認めるときは、整備費助成決定事業者の施設の設備又は運営について調査ができるとともに、調査の結果必要があると認められる場合には、整備費助成決定事業者に対し、助言及び指導を行うことができる。
- (1 2) 整備費助成決定事業者は、本事業に係る書類の作成、その他本助成金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担すること。

#### 6. 助成決定の取消し

- (1) 協会は、整備費助成決定事業者が助成申込等において不正を行ったことが判明した場合や、この助成要領の定め違反し、指導・勧告を受けても改善がみられない等必要があると認めるときは、助成決定の取消しを行うものとする。
- (2) 協会は、前項の規定により助成決定の取消しを行うときは、企業主導型保育事業（整備費）助成決定取消通知書（様式第 14 号）により、整備費助成決定事業者に通知するものとする

#### 7. 助成金の確定等

- (1) 整備費助成決定事業者は、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過する日又は当該事業年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに企業主導型保育事業（整備費）完了報告書（様式第 15 号）及び次の各号に掲げる添付書類（以下「報告書類」という。）を協会に提出するものとする
  - ① 実績額調書（様式第 15-1 号）及び支出済工事及び工事事務費費目別内訳書（様式第 15-2 号）
  - ② 工事請負契約書（写）
  - ③ 工事完了を確認するに足る検査済証（建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証）の写（不要の場合は、その理由書）
  - ④ 配置図（施設に隣接する建物、道路等を明記したもの）及び市町村の地図
  - ⑤ 施設の平面図（各部屋別に室名、用途及び面積を明記したもの）及び立面図
  - ⑥ 建物内外主要部分の写真
  - ⑦ 契約書（又は請書）の写
  - ⑧ 建物の引き渡しに係る検収調書（又はそれに代わるもの）の写
  - ⑨ 金融機関の振込通知書等支払いを確認できるものの写
  - ⑩ 本整備事業の決算（見込）書抄本（様式第 15-3 号）
  - ⑪ 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づき都道府県に届け出た書類（写）（届出予定の場合は、届出後速やかに提出すること。）
  - ⑫ その他協会が必要と認めるもの
- (2) 協会は、報告書類を受領したときは、速やかにこれを審査し、必要と認める場合には実地調査を行い、助成金の額を確定し、企業主導型保育事業（整備費）助成額

確定通知書（様式第 16 号）により、整備費助成決定事業者に通知するものとする。

#### 8. 助成金の交付

助成金は、原則として「7.」の（2）に定める企業主導型保育事業（整備費）助成額確定通知書による通知後、1 か月以内に交付するものとする。

ただし、協会が必要と認めた場合は原則として助成決定金額の 50%以内の額を概算交付することができるものとする。概算交付を受けようとする場合、整備費助成決定事業者は、概算交付申請書（様式第 17 号）を協会に提出するものとする。

#### 9. 助成金の確定額の変更及び助成金の返還

（1）協会は、「7.」の規定による助成金額の確定後において、「6.」に規定する助成決定の取消しを行った場合又は助成金額算定時の違算等により助成金の確定額を変更すべきと認めたときは、速やかに助成金の確定額の変更を行い、企業主導型保育事業（整備費）助成確定額変更通知書（様式第 18 号）により、整備費助成決定事業者に通知するものとする。

（2）協会は、助成金の額を確定し助成金を交付した後でも、過払金があるときは、助成金の額の変更を行い、速やかに返還の手続きをとり、整備費助成決定事業者はこれに従わなければならないものとする。

#### 10. 報告

協会は、この助成事業に関し必要があると認めるときは、整備費助成決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができるものとする。

#### 11. その他

本事業の執行に当たっては、必要に応じて、内閣府と協議の上、取り扱いを決定するものとする。